

「電気事業会計規則等の一部改正（案）」に対する意見書

2011年（平成23年）9月22日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

(1) について

- 1 「原子力損害賠償支援機構負担金」は営業費用とすべきではない。
- 2 「原子力損害賠償支援機構資金交付金」は、収益に繰り入れるべきではない。バランスシート要素とすべきである。

(2) について

原子力損害賠償支援機構負担金（特別負担金を除く。）を料金原価（営業費）に追加するべきではない。

以上のことから、本改正に反対するものである。

第2 該当箇所

全体。特に第一項の1，2及び第二項。

第3 意見内容

損害賠償の原資は、一義的には、あくまで東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の資産において賄われるべきであり、電気料金の原価に含めて国民に転嫁するべきではない。

また、交付金の法的性質は曖昧であるが、収益要素ではなく、資金調達の種類であり、最終的には国に返されるべき資金であるから借入れと同様にバランスシートに計上すべきであり、収益とすべきではない。

第4 理由

- 1 福島第一原子力発電所事故による損害賠償の枠組みについては、以下の3つの原則が確立されるべきである。
 - (1) 東京電力の現有資産による賠償がまずなされること。
 - (2) 不足する部分については国が上限を定めず援助する法律上の義務があること。
 - (3) 原子力発電所災害を完全に防止するため、損害賠償についての枠組みは、

持続可能なエネルギー供給・需要体制の構築と調和するものでなければならないこと。

2 上記原則に基づき、東京電力による賠償を実施するための国の援助策は、以下のようにすべきである。

(1) 東京電力による損害賠償に対する援助としては、「資本注入・資金援助」ではなく、国が東京電力の送配電事業（関連知的財産権を含む。以下同じ。）の譲渡を受け、その対価として被害者への損害賠償債務を引き受けることによって行う。

また、東京電力が有する保養所等その他の資産を民間等に売却し、それによって生じた資金も損害賠償の原資とする。

(2) プルサーマル計画を中止し、再処理等積立金を損害賠償原資として活用する。

(3) 損害賠償額が(1)(2)を超えるときは、東京電力が継続して営む原子力発電以外のその他発電事業（以下「その他発電事業」という。）の収益及び国が買い取った「送配電事業」の収益をもって損害賠償の原資とする。

(4) 以上の過程を通じて、東京電力による資産散逸・資産の浪費を防ぎ、資産譲渡によって得られた原資を損害賠償債務の弁済に充てることを確保するため、東京電力の法的整理を検討すべきである。

(5) 送配電事業は、その公共性に配慮し、リスクに強い、分散型の、スマート・グリッドを整備すべきである。送配電事業については、損害賠償が終了するまで国又は公的機関が管理する。

政府は東京電力による損害賠償を支援する仕組みとして、原子力損害賠償支援機構（以下「支援機構」という。）を通じた東京電力への資本注入や資金援助を、上限を定めず何度でも行うとし、支援機構への拠出金は各電力会社に事業コストから負担金として出させるとした（平成23年5月13日原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」。その後6月14日閣議決定。）。

しかし、そもそも、原子力損害の賠償に関する法律第16条は、事業者が損害賠償責任を果たし得ない場合に国が援助する義務を負うことを定めているものであって、損害賠償責任を負う東京電力の資産を最大限に活用し「東京電力の現有資産による賠償が大原則」との原則がまず貫かれるべきである。

ところが、現行進められている枠組みは、東京電力の賠償債務を、東京電力

の現有資産によってではなく、長期的な事業コストで賄わせる仕組みと理解される点で、大きな問題がある。

この手法は結局のところ、中長期的に国民の電力料金負担によって賠償債務を負担するスキームにほかならない。

すなわち、電力料金は、独占企業である電力会社が事業コストに一定の収益を上乗せした料金に設定することが認められている（総括原価方式）ため、費用を原則全て価格に転嫁することが認められる。この特殊な産業構造を持つ電力会社の損害賠償“債務”を、中長期的な事業費用で負担することになれば、国民が電気料金で賠償しているのと本質的に全く変わらなくなってしまい、東京電力の責任の所在が曖昧となる。また、資産を売却しないために、賠償に必要な資金が早期に調達できない。

したがって、賠償原資の捻出に当たっては、あくまで東京電力が保有する資産を早期に売却し、賠償原資を捻出する必要がある。

東京電力の最大のまとまった、譲渡価値のある資産は送配電事業であり、その資産価値は、簿価で約5兆円である。これにその他の東京電力が有する保養所等資産の民間等への売却によって得られる6000億円と合わせると、これらの原資が東京電力の損害賠償に充てられることを確保する法的工夫が整う限りにおいて、当面の賠償原資としては十分な額である、約5兆6000億円が確保できる。

このように、約5兆円の原資を直ちに用意でき（しかも、その約半分は再処理等積立金を取り崩すことで負担なく用意でき）、かつ、今後の国の援助資金の捻出に送配電事業の事業収益を充てる必要があり、また、送配電事業という公共性の強い事業の公正なる管理運営をするべきことを考えると、この事業は、国が買い取ることが相当である。

- 3 支援機構による支援は上記のような資産賠償原則が貫かれた上で、不足分について、支援交付金の性質をその会計上の実質において、無担保無利子融資と明確にした上で実施すべきものであり、現状のような特別収益化できる交付金を与えるべきではないから、上記規則の改正に反対する。

（出典）福島第一原子力発電所事故による損害賠償の枠組みについての意見書

（2011年（平成23年）6月17日 日本弁護士連合会）

電気事業会計規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集について

平成23年8月23日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力市場整備課

1. 意見公募の趣旨

原子力損害賠償支援機構法（以下「支援機構法」という。）の施行に伴い、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）、一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第106号）、卸供給料金算定規則（平成11年通商産業省令第107号）及び一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号）について、所要の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

なお、頂きましたご意見については、整理した上で検討の結果をウェブサイト上で公開することとしており、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 意見の公募対象

電気事業会計規則等の一部を改正する省令（案）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(2) 窓口での配付

入手先：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階）

4. 意見公募期間

募集開始：平成23年8月23日（火）～募集終了：平成23年9月22日（木）

※郵送の場合は同日必着

5. 意見提出先・提出方法

意見に関しては、下記のいずれかの方法（郵送、FAX、電子メール）で、下記の様式に必要事項を記入の上、日本語で提出してください。なお、意見の内容を十分に把握するために確認連絡を取らせて頂くこともありますので、漏れなく御記入ください。

※電話での御意見の提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送

様式に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記宛先にお送りください。

宛先：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

パブリックコメント担当 宛

件名を「電気事業会計規則等の一部改正（案）への意見」としてください。

(2) FAX

下記の様式に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のFAX番号あてにお送り下さい。

FAX番号：(03) 3580-8485

件名を「電気事業会計規則等の一部改正（案）への意見」としてください。

(3) 電子メール（下記の様式を添付してお送り下さい。）

下記の様式に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

電子メールアドレス：gqmfbe@meti.go.jp

件名を「電気事業会計規則等の一部改正（案）への意見」としてください。

6. その他

皆様からいただいた意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。

ただし、個人に関する情報であって、意見中に特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡確認といった本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

電気事業会計規則等の一部を改正する省令（案）について

平成23年8月
経済産業省
電力・ガス事業部
電力市場整備課

1. 改正の主旨

原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号。以下「支援機構法」という。）の施行に伴い、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき定められている、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）、一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第106号）、卸供給料金算定規則（平成11年通商産業省令第107号）及び一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）電気事業会計規則の別表第一（勘定科目）に以下の科目等を新設する。

①原子力損害賠償支援機構負担金

営業費用に支援機構法第38条第1項に規定する負担金を整理するため「原子力損害賠償支援機構負担金」の項目を設ける。なお、「原子力損害賠償支援機構負担金」は一般負担金及び特別負担金に区分して整理する。

②原子力損害賠償支援機構資金交付金

特別利益に支援機構法の規定に基づく原子力損害賠償支援機構からの資金交付金を整理するため「原子力損害賠償支援機構資金交付金」の科目を設ける。

③未収原子力損害賠償支援機構資金交付金

固定資産に原子力損害賠償支援機構資金交付金の未収金を整理するため「未収原子力損害賠償支援機構資金交付金」の科目を設ける。

（2）一般電気事業供給約款料金算定規則、一般電気事業託送供給約款料金算定規則及び卸供給料金算定規則において、原子力損害賠償支援機構負担金（特別負担金を除く。）を料金原価（営業費）に追加する改正を行う。

（3）その他所要の改正を行う。

上記（1）及び（2）の改正に伴う技術的な改正及び様式等の改正を行う。

3. 施行日

平成23年9月下旬を予定